

## 法第37条 工事完了公告以前の建築（建設）承認申請書類一覧表

- ◎**開発許可後の申請**となります。(法第29条 開発行為許可申請と同時申請はできません。)
- ◎申請書は正本1部、副本1部(正本のコピー)の合計2部提出してください。
- ◎**図面に申請区域を赤枠で表示**し、設計図には**作成した者の記名**をしてください。
- ◎**申請書(正本)の一枚目**に本表を添付し、書類及び図面等を表の項目順に綴ってください。

法第37条  
市規則第12条

申請書類・図面等		必須	備考
申請書	工事完了公告以前の建築(建設)承認申請書【市規則第13号様式】	○	
添付書類	委任状		担当者氏名及び連絡先(電話番号・FAX番号)を記入する。(委任された者でない者が手続き(訂正・受領を含む)をする場合は、別途委任状が必要。)
	開発行為許可(変更許可)通知書等(写し)	○	申請前に交付(受理)された法第29条許可通知書、法第35条の2許可通知書・開発行為変更届書、法第44条許可承継届出書、法第45条開発許可承継承認通知書のうち該当があるものの写し
	防災施行計画書		自己居住用の場合不要 緊急時の連絡体制、防災対策・体制、環境保全対策を表示する。
添付図面	開発区域位置図(1/10,000以上)	○	都市計画課:白井市都市計画図によるもの。
	開発区域区域図(1/2,500以上)	○	都市計画課:白井市都市計画基本図(白図)によるもの。
	建築敷地の求積図(1/500以上)		
	配置図(1/500以上)	○	
	建築物(工作物)平面図(1/200以上)	○	
	建築物(工作物)立面図(1/200以上)	○	2面以上
	建築面積及び床面積の求積図(1/200以上)	○	
	近接施行図書(1/500以上)		建築工事と一体施工が必要な場合 建築物自体が雨水貯留機能を有する場合、建築物が擁壁を兼ねる場合、建築物が擁壁・管路等の構造物に近接して施工される場合等にその施行図を添付。

### 支障がないものとして認める場合

- ①自己の居住の用に供する住宅の建築を目的とする開発行為における建築物の建築
- ②自己の業務の用に供する建築物の建築(特定工作物の建設)を目的とする開発行為の建築物の建築(特定工作物の建設)
- ③公共施設(道路、公園、調整池等)及び公益的施設(官公署、地区センター等)の工区を先行的に整備する場合
- ④建築工事との一体施工が必要な宅地の造成工事で、宅地の造成工事と建築工事とを分離して行うことが物理的に又は、施行管理上・品質管理上支障があるもの

なお、「法第36条第3項の規定による工事完了公告があるときまで、建築物及び特定工作物の使用(入居または営業若しくは操業の開始)をしないこと」を条件とします。